

沼津市排水設備指定工事店の指定効力停止等に係る基準

沼津市排水設備指定工事店規程第 10 条第 2 項の規定により指定工事店の指定を取り消し、又は指定の効力を停止する場合は、次のいずれかに該当するときとする。

1 指定を取り消す場合

- (1) 規程第 10 条第 2 項第 1 号に規定する違反行為が特に悪質と認められるとき。
- (2) 当該指定工事店の代表者が禁こ以上の刑に処せられたとき。
- (3) 規程第 10 条第 2 項の規定による停止処分を、2 年度のうちに 2 回受けたとき。

2 指定の効力を停止する場合

基準表の左欄に掲げる違反行為等があった都度同表右欄に掲げる点数を加点するものとし、過去 2 年間のうちに加点された点数の合計が 60 点を超えたときは、次に掲げるところにより指定の効力を停止するものとする。

ただし、公共下水道事業の促進等に功績があったと認められるときは当該功績に応じて減じ、加点の合計点数から差し引くことができる。

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 加点の合計が 100 点を超えたとき | 指定の効力の停止 6 月 |
| (2) 加点の合計が 80 点を超えたとき | 指定の効力の停止 4 月 |
| (3) 加点の合計が 60 点を超えたとき | 指定の効力の停止 2 月 |

基 準 表

	違 反 行 為 等	点 数
1	確認申請の前に排水設備工事を施工したとき	1 件につき 20 点
2	市の確認を受ける前に排水設備工事に着手したとき	〃 10 点
3	排水設備工事の施工の申込みを拒んだとき	〃 5 点
4	不当に高い額で排水設備工事を請け負ったとき	〃 20 点
5	排水設備工事を請け負う際に、相手方に請負金額等の必要事項を示さなかったとき	〃 5 点
6	排水設備工事の完了後、故意に工費の精算を行わないとき	〃 10 点
7	排水設備工事の設計及び施工を責任技術者の監理の下に行わなかったとき	〃 10 点
8	完了検査に責任技術者が立ち会わなかったとき	〃 5 点
9	完了検査の結果工事が不完全又は不良と認められ、再検査を要するとき	〃 20 点
10	完了検査の結果、市から指示された改修をしないとき	〃 20 点
11	排水設備工事の完了後 1 年以内に生じた瑕疵について、無償で補修しないとき	〃 10 点
12	排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせたとき	〃 20 点
13	指定工事店としての自己の名義を他の者に貸与したとき	〃 10 点
14	指定の申請に際し虚偽の申請をしたとき(指定の要件に該当する場合を除く)	〃 20 点
15	市が開催する事務連絡会に正当な理由なく出席しなかったとき	〃 5 点
16	内容を偽って確認の申請をしたとき(工事店が代行する場合)	〃 20 点
17	内容を偽って完了届又は使用開始届を提出したとき(工事店が代行する場合)	〃 10 点
18	完了届又は使用開始届を期限内に提出しなかったとき(工事店が代行する場合)	〃 5 点
19	完了届又は使用開始届を 30 日以内に提出しなかったとき(工事店が代行する場合)	〃 20 点
20	上記の他、法令等の規定に違反し、又は指定工事店として不適当と認められる行為があったとき	その都度、別に市長が定める